

## 静岡県ソフトボール協会 ホームページバナー広告を募集します

静岡県ソフトボール協会では、民間事業者様の PR 推進並びに協会の維持や運営にかかる費用の財源確保に向け、ウェブサイトにはバナー広告枠を設けました。

広告掲載希望の事業者様は、下記をご覧くださいお問い合わせまたは、お申し込みください。

### 募集概要

#### 1. 規格

サイズ 横 600 ピクセル 縦 180 ピクセル

画像形式 JPEG 形式

表示形式 トップページ画面下部に常時表示

その他 画像は広告主各自で作成してください。こちらでサイズを変更したり、広告内容・デザインの修正を依頼したりする場合があります。ご希望により制作協力の「ちゃぱデザインワークス」に依頼することができます。(有料)

#### 2. 表示順

開くたびにランダムに表示されるようになります。

#### 3. 広告料

1 枠あたり 年額 30,000 円 (毎年 4 月更新)

月の途中でお申し込みいただいた場合は準備ができた日の翌月 1 日から掲載。その場合は 1 ヶ月 2,500 円として計算。

#### 4. 申し込み期限

随時

#### 5. お申し込みの流れ

- ① 「バナー広告掲載取り扱い要綱」をご確認の上、ホームページのお問い合わせフォームからご連絡
- ② 協会から申し込み用紙等を返信
- ③ 必要事項を入力して、ソフトボール協会にメールもしくはファックス

- ④ 広告掲載の可否が決定し次第、協会よりご連絡
- ⑤ 指定する日までに指定口座に広告掲載料を納付（一括前納となります）
- ⑥ 翌月 1 日までにバナー広告が掲載されます

## 6. 掲載できない広告

- ① 公共の福祉に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ② 協会の信用を失墜するもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- ④ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)で対象としている営業に関するもの
- ⑥ その他、協会がサイトに掲載することが不適当と認めるもの
- ⑦ バナー広告掲載取り扱い要綱第 2 条の目的に該当しないもの。

## 7. お申し込み

協会 H P のお問い合わせフォームからお知らせください。

- 静岡県ソフトボール協会     <https://shizuoka-softball.net>

## 8. その他

Web サイト制作協力

- ちゃぱデザインワークス（静岡市葵区）     <https://www.chapa-c.jp>

<掲載例>



## バナー広告掲載取り扱い要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、(特非) 静岡県ソフトボール協会（以下「協会」という）がインターネット上に公開している公式 Web サイト(以下「サイト」という)への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 広告事業は、民間事業者様の PR 推進並びに協会の維持や運営にかかる費用の財源確保を目的とする。

### (広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告事業の対象としない。

- (1) 公共の福祉に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 協会の信用を失墜するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (4) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)で対象としている営業に関するもの
- (6) その他、協会がサイトに掲載することが不適当と認めるもの

### (広告掲載の優先順位)

第4条 広告掲載の優先順位は基本的に受付順とする。

### (広告掲載の位置)

第5条 広告を掲載する位置は、サイト上で協会が指定した場所とする。

### (広告掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの原則として 12 ヶ月とする。年度の途中での申し込みは掲載準備ができた日の翌月の 1 日までに掲載することとする。

(広告の規格等)

第7条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 天地 180 ピクセル

(2) 左右 600 ピクセル

(3) 4 キロバイト以内 GIF 形式(GIF アニメーションや FLASH を除く。)又は JPEG 形式

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、1 年契約とし、年間 30,000 円（前納）とする。年度の途中での申し込みは掲載準備ができた日の翌月の 1 日までに掲載することとし、その年度分の掲載料は、掲載月から 3 月までの月数に、2500 円/月を乗じた額とする。

なお、年度途中で掲載を取り止めた場合、前納された広告掲載料は返金しない。

(広告掲載の募集、申込及び決定)

第9条 広告掲載の募集は、サイトに掲載。申込は指定の形式で、メールもしくはファックスにて受付する。当協会は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したとき、広告掲載の可否を通知する。

広告掲載を可とする旨の決定の通知をしたにもかかわらず、規定により指定された期日までに広告掲載料を納付しないときは、当該決定を取り消すものとする。

附則

1 この要綱は、令和8年8月1日から施行する。